

紹 介

ロー・スクールにおけるクリニカル・エデュケーションの動向 ——インディアナ大学ロー・スクールの委員会報告〔1980〕にもとづいて——

青 木 宏 治

1. はじめに
2. Clinical legal education の歴史的概観
 - A. ラングデルのケース・メソッド
 - B. リアリズム法学からの批判
3. Clinical legal education の現代的展開
 - A. Clinical legal education を求める要因
 - B. Clinical legal education の目的と構成
 - C. Clinical legal education の全国的状況
 - 1) 概観
 - 2) モデル
 - 3) 費用
4. インディアナ大学ロー・スクールにおける Clinical legal education
 - A. 経過と現状
 - B. 効果の要旨
5. 若干のコメント

1. はじめに

アメリカにおいてロー・スクールの社会的評価は、きわめて高い。そして、歴史的にロー・スクールが相当の名声を得て社会的基盤を確立したのはかなり以前であるにもかかわらず、その後ずっとロー・スクールはそこでの教育内容や方法を工夫し、改善の努力を積み重ねてきた。それぞれのロー・スクールのこうした努力は、引き続き、法学の目的・方法論の展開、全米法曹協会（ABA, American Bar Association）や各州の裁判所、法曹協会、同窓生からの提言・批判などを誠実に受けとめて絶えず行われている。

ここで紹介しようとする Clinical legal Education もそうした改善の試みの一つであ

り、最近では多くのロー・スクールに広く定着しているといつてよい。ただ、*clinical legal education* をどのような形式でどの程度まで広げるかは、依然、各ロー・スクールで論議され、模索中であるといえる。

わたくしが *clinical legal education* を紹介しようと思いついた理由は、一昨年から一年間(1981年8月から1982年8月まで)、インディアナ大学ロー・スクール(Bloomington)に客員研究員として滞在していたときに、偶然、このロー・スクール教授会がこの問題を含むカリキュラム改革に取り組んでいたのを見聞したことにある。カリキュラム改革やロー・スクールづくりにおける Dean の役割、教授採用手続など、わが国と異なる興味をひくありさまを見ることができたが、今回は、インディアナ大学ロー・スクールの *Clinical legal education* の改革提言の基本となった委員会報告を中心に *clinical legal education* の沿革と現状を紹介し、若干、インディアナ大学ロー・スクールの改革論を示すこととする。

これまでアメリカのロー・スクールにおける法学教育は有名私学——たとえばハーヴィード大学やイェル大学、ミシガン大学などのロー・スクール——に限られてきた感があるが、かなり詳しく知ることができる(詳しくは、田中英夫『英米の司法——裁判所・法律家』東大出版、1973年、同『ハーヴィード・ロー・スクール』日本評論社、1982年などを参照)。*clinical legal education* に限ってみると、戦後間もなくの動向として橋本公亘「アメリカの法学教育」日本公法学会・日本私法学会編『法学教育』有斐閣、1959年、33頁以下のなかで *clinical method* として Moot court, Law Review, Legal aid の三つを挙げて述べており、小島武司・田中英夫・早川武夫・武藤春光「座談会・アメリカの法学教育と日本の法学教育」ジュリスト600号(1975年11月15日号) 100~101頁のなかで小島・早川両教授がクリニカル・エデュケーションの新しい動きに触れており、さらに田中『ハーヴィード・ロー・スクール』102頁のなかでも *clinical education* 科目の増加を目指している。ここでは、こうした紹介を既知とした上で、*clinical legal education* の歴史的展開と現状をインディアナ大学ロー・スクールの内部報告書にもとづいて概観する。

まず、*clinical legal education* に関する委員会の構成と報告書の目次を示すこととする。この委員会は1979年9月に設置され、その後、インディアナ大学ロー・スクール内外の資料収集、討議を経て1980年4月に報告書を提出した。委員会の構成は、委員長に John T. Baker 教授がなり、Argyrios Fatouros, Edwin Greenbaum, Thomas Shornhorst, Alex Tanford の各教授と Assistant Dean の Leonard Fromm, 3年生の Sue Willey の7名であった。なお、わたくしが紹介資料などの提供を受けたのは Alex Tanford 教授で、ここに記して感謝したい。

わたくしの紹介はこの委員会報告にもとづくのであるが、編別などその内容構成を変更しているので、一応、その構成について目次で示すこととする。報告書は本文がタイプ用箋で74頁である。

I. 序

II. Clinical Education の歴史的展望と現代における起こり

A. 歴史的展望

B. Clinical Education: ラングデル的な自足的 (Self-Contained) システムと異なる動き

C. 現代における起こり

III. 概念的枠組み

IV. 他のロー・スクールにおける clinical education

A. 概観

B. モデル

C. 費用と財政的裏づけ

V. インディアナ大学ロー・スクールにおける clinical education

A. 過去

B. 現在

VI. 効果

A. 一般的原則

B. 当面の計画についての効果

C. 長期的効果

2. Clinical legal education の歴史的概観

A. ラングデルのケース・メソッド

アメリカにおける法学教育の方法の特色として ケース・メソッド (case-method) がその代表として挙げられる。

西欧法の歴史としてローマ法やイギリスを中心とするコモン・ロー、ドイツ、フランスなどの大陸法があり、それぞれに法学および法学教育（法律家養成）の特色をもっている。そのうちでも、アメリカ法は最も直接的にはイギリスのコモン・ローを継承したといえる（ルイジアナ州のような例外もある）。

アメリカのケース・メソッドは、このコモン・ローとそこでの法学教育の点について二つの異なった特色があるといえる。第1は、法律家の養成を目的とする法学教育を徒弟制度 (apprenticeship system) ではなく、授業として教師対生徒という関係で行うことである。第2は、法学教育を行うところが法曹自体や法律事務所ではなく、教育を目的とする大学（ロー・スクール）になっていることである。こうした特色をもった法学教育がアメリカに広く定着したのはそれほど古いことではない。アメリカでは、当初、イギリスの伝統を継いで徒弟制度が法律家養成の主たる方途であった。それに対してロー・スクールがその法律家養成の一つの途として認められたのがせいぜい100年ほど前であり、法曹集団 (legal profession) への参加において排他的なものとなったのはたかだか数十年前である。したがって、100年ほど前では、ロー・スクールは法曹に加わるための徒弟制度の補

助ないし準備段階にすぎなかった。

法学教育の方法および法律家養成における画期をなす契機は、1870年にハーヴィード・ロー・スクールの **Dean** に就任したデングデルによって採り入れられたケース・メソッドにあることはよく知られていることである。ケース・メソッドについてはいくつかの論文で紹介されているので、その要点のみを略記する。

ケース・メソッドは、学生と教師との対話によって行う、いわゆるソクラティック・メソッド (**Socratic method**) という授業方式をとり、また、上訴裁判所の判決 (**appellate opinions**) の分析を通して法的理由づけあるいは法原則 (**legal principles**) を学ぶために Case-book をテキストとして用いることに特徴がある。

ラングデルの改革は、19世紀アメリカの社会的条件に対応したものであると解釈される。というのは、その当時に進行していた産業革命 (**Industrial Revolution**) は法的にも急激な変化をもたらし、また、商業活動の広がりは商法の新たな胎動となった。そこでは、法律家はそうした変化に追いつくことが困難となり、変化の急な法制に対応する法学教育が求められた。それが **Legal reasoning** の技術と **legal rule** の静態的かつ実体的理 解より動態的な面に焦点を置く法学教育に結びついたといえる。また、このケース・メソッドは、その教師として実務家の非常勤教師を除くようになり、徐々に、常勤の研究者 (**Scholarly law teacher**) によって担当されるようになった。非常勤の実務家教師がロー・スクールで多いということは、その貧困さを示すものとなっていた。

このケース・メソッドは、その後の批判をも取り入れて工夫、改善され、アメリカのロー・スクールの法学教育の中核として現在でも生き続けている。ここで紹介する **clinical legal education** は、このケース・メソッドに取って代わるというものではなく、ケース・メソッドに欠けている部分を補うという性格のものであるといわれている。

B. リアリズム法学からの批判

ケース・メソッドは第1次大戦後間もなくリアリスト学派から具体的な批判を受けた。法学リアリストからすると、判決は先例にもとづいて法的斉一性をもつ法的準則によって決められるものとはいはず、また、裁判官が判決に示した理由のみを検討し、研究することはできないとする。むしろ判決の文言を越えて裁判官個人や判決時の組織上および裁判職務上の制度に働いている社会的および心理的力を学生は見ることが司法行動 (**judicial behavior**) の理解にとって重要であるという。その点からすると、ラングデルのケース・メソッドは自足的 (**self-contained**) な分析方法であり、ひいてはロー・スクールを自足的なものにしていると批判する。

こうしたリアリストの批判は、ロー・スクールのカリキュラムの中に幾分変化を生み出した。1920年代初めに、コロンビア大学で社会で実際に機能している法的組織の認識や社会的・心理的力の理解を学生に求める授業が始まり、立法活動 (制定法) を扱う授業とし

て行政法が登場したり、伝統的テーマを「機能的」(functional)に扱って経験的な調査研究を行う研究者が現われてくる。

リアリズム法学といわれる潮流について、その内容を述べることはよくなしえないが、法学教育に対する批判の要点を Jerome Frank の指摘から触ることにする（リアリズム法学については、鶴飼信成『現代アメリカ法学』日本評論新社、1954年、田中英夫「アメリカ法学」碧海・伊藤・村上編『法学史』東大出版会、1976年、277頁以下など参照）。

フランク判事はつぎのように問う。

「多くのロー・スクールにおける教育上の問題点は、研究の関心が上訴裁判所の判決に限定されて、しかも極端に単純化されていることがある。有力なアメリカのロー・スクールにおいて法的徒弟制度が教育上の根拠を棄てられたときに、重要でかつ大きな価値をもった何かが失われた。このことは古い形で古い制度に戻るべきであるというとや、単に徒弟制度で養成される法曹を求めたり、「拡大された法律事務所」(expanded law offices) にすぎないロー・スクールを要求していることを意味しているのではない。しかし、ケース・ブック方式やいわゆる社会科学とのより多くかつ有益な協同を全く棄てることなしに、ロー・スクールが再度、クライアントが何を必要とし、裁判所と法律家が実際に何をしているか、という点について密接な交流連絡をとるべきであることは明らかではないか」(Frank, Why Not a Clinical Law School, 81 U. Pa. L. Rev. 907, at 913 (1933))。

ケース・メソッドによる法学教育では法実践(law practice)の価値を学生も教師も十分体得できることをフランクは指摘し、実際の事件を扱う「リーガル・クリニック」の設置を提言した。それには、legal-aid グループや政府機関・準政府機関(government agencies and quasi-government bodies)を含む。

このクリニックは、学生に対して社会における法律家の役割や陪審員・証人・裁判官の行動、訴訟における「事実の不安定さ」(uncertainty of facts)の評価、交渉・書面作成・訴訟方針(planning)の技術の向上といった点を感知できるように教えるべきであるという。ひいては、クリニックは、法律家の専門職としての倫理を考える機会となり、他の専門職の役割も考えて、多分、法改革活動(Law reform activities)にも参加する機会が出てくる。

だが、Frank の提言は第二次大戦に巻き込まれて実施を断たれた。

戦後、リアリストたちの法学理解を継承するいわゆるネオ・リアリスト(post-war Neo-Realists)は登場した。Laswell や McDougal 教授(ともに Yale Law school であった)をリーダーとするネオ・リアリストはリアリストたちの法認識に同意したが、clinical law training には関心を示さなかった。彼らは主として、組織のなかでの「政策科学者」(policy scientists)を育成する法学教育を考えた。

ネオ・リアリストとは異なるところで、clinical legal education に関心を示す者が現

われた。それは実務家である Arch M. Cantrall である。彼は Frank の法学教育論に賛成し、ロー・スクールでは理論的なものと実践的な訓練の必要性を主張した。彼の主張はあまり法学の教育者たちに好意的に受けとられなかつた。しかし、当時のデューク大学ロー・スクールの Dean であった McClain Jr. が、新しく育つ法律家の実践的能力をつけることが十分できてないという批判を出して、徒弟制的訓練か継続教育 (continuing education) の必要性を示唆した。

Cantrall らの批判は間接的な効果として現われて、この時期に *practice court* という試みと Law center の設置があつた。前者は Moot Court の授業と似ているが上訴の書面作成と口頭弁論に限らず事実審を扱つた点で特色があり、後者は改革志向の考え方 (reform-minded) を育てるることを目標としたものであり、のちに、継続教育の施設となって引き継がれた。

法学教育の方法は1960年代に入って多様な展開をとげそれにともなつて実践的な法的訓練を求める理由や要因も複合的となつてくる。それらは次節で述べることにして、最後に、参考例として1960年代初期の法学教育方法論を挙げておく。

- ① ケース・メソッド ② プロブレム・メソッド ③ Skills Approach
④ Public Policy Approach ⑤ Inter-disciplinary Approach の 5つを挙げている。*(Notes, Modern Trends in Legal Education, 64 Colum. L. Rev. 710 (1964) による)*。

3. Clinical legal education の現代的展開

A. Clinical legal education を求める要因

Clinical legal education の現代的展開を進めた要因は、有力な法学教育法論の主張なし教授にあるというよりは、戦前からの流れを含み1960年代の多様なロー・スクール内外の運動を反映した複合的なものである。

インディアナ大学ロー・スクールの委員会報告は、それらを 8 つの点にまとめている。
① ロー・スクールは、その教育制度としての存在理由として、何が法であるか、ということから、法律家は何をするか、という点に移して成功してきた。すなわち、法曹技術 (skills) をいかに教え、法曹になるためにはどんな技術を習得しなければならないか、が重要となってきた。② 経験的研究 (empirical research) を強調したアリストたちの運動が貢献した。③ 1960年代初めから中頃にかけて社会的責任 (social responsibility) が強く叫ばれる世論を背景に、法的実践における個人の倫理感覚 (観) が問われ、かつ、法律家集団の社会的責任が求められた。これにともなつて、ロー・スクールの学生は、ロー・スクールの理論的授業に不満を示した。④ 最近のロー・スクール卒業生は法律家としての実践的技術 (practical lawyering skills) を身につけてないという批判が増えた。

⑤ クライアント（消費者）が法律家を利用できないことや弁護料の高いこと、不適切なサービスに対しての不満が増した。⑥ 裁判官（bench）と法曹団体（bar）がロー・スクールの卒業生の質に不満を抱いた。⑦ フォード財団が clinical legal education 関係に多額の資金を供した。まず、professional responsibility を育てるための実践的訓練のためにはフォード財団は、Council on Education in Professional Responsibility (C. O. E. P. R.) を設立し、その後、1967年に clinical legal education の資金援助を行うために Council on Legal Education for Professional Responsibility (C. L. E. P. R.) を設立し、以後、多額の授助を行っている（なお、小島・田中ほか「座談会・アメリカの法学教育と日本の法学教育」ジュリスト600号、101頁のなかで早川武夫教授はこの組織を紹介している。そこではカウンシル・オン・リーガル・エデュケーション・フォア・ソーシャル・レスポンシビリティとしているがソーシャルはプロフェショナルの誤りと思われる）。

⑧ 裁判所がこうした社会的動向に対応を示した。とりわけ、連邦最高裁判所が貧困者や人種的少数集団の要求を代理する法律家の必要性を認めていこうとする判決を下した。たとえば、貧困者に弁護人を附さなければならぬとした Gideon v. Wainwright 372 U. S. 335 (1963) などがある。また、こうした貧困者や人種的少数者に対する法的サービスは、連邦政府の War on Poverty という運動・政策でも増幅され、ロー・スクールの Legal aid のグループ活動もロー・スクールの監督するものとなり、ロー・スクールの活動に組み込まれて、単位が認められる例もある。

Clinical legal education を求める動因のなかで、1960年代から70年代にかけての学生の社会的運動の盛り上りや社会的運動の影響は、資料的に裏づけることは困難であるので、ここでは、学生の社会的運動がロー・スクールのカリキュラム批判となり、また、法律家を利用する立場にある消費者（クライアント）から、ロー・スクールは実践的な力を学生に教えるようになっていないし、Bar Examination も実践的技術を測るものではないという批判が強まることを指摘するにとどめたい。

以下では、70年代中頃から法律家集団とりわけ裁判官と法曹集団の手で行われた事実審弁護活動のあり方や新人弁護士の能力への批判・改善提言を見ていくことにする。

まず、主要な提言は第2巡回区（Second Circuit）のそれである。1974年に Robert L. Claire Jr. を委員長として設立された Advisory Committee on Proposed Rules for Adminission to Practice of the Second Circuit (以下、Claire 委員会という。)は、連邦地区裁判所での事実審弁護での能力不足を指摘し、第2巡回区での実務に入る要件・基準を定めるように求めた。それによれば、この巡回区での実務が認められるには、ロー・スクールなり継続教育なりで evidence と civil procedure, criminal law and procedure, professional responsibility, trial advocacy を修了していることと、4件の事実審ケースの準備に参加するか (participate), 6件の事実審を観察する (observe) かをしなければならないとした。

この勧告は、ただ一つの巡回区のみの基準としては高すぎるということや連邦裁判所としての統一性が問題となって実施されなかった。

第2は、*Judicial Conference of the United States* の決議に呼応して、バーガー連邦最高裁首席裁判官が1976年9月に24名を任命した Committee to Consider Standards for Admission to Practice in the Federal Courts のそれである。この委員会は、Edward J. Devitt 判事を委員長にして、12名の連邦裁判所判事と6名のロー・スクールの Dean あるいは教授、6名の実務にたずさわる法律家、3名のロー・スクール学生相談員 (law Students consultants) から成る (以下、Devitt 委員会といふ)。

この委員会は、Federal Judicial Center と協力して裁判官への面接調査、法律関係組織へのアンケート調査など、かなり大規模な調査活動を行い、連邦裁判所での弁護活動に関する問題点と改善案をまとめた。

その最終報告書のなかで

「連邦地区裁判所で審理された事件において担当裁判官の評価によれば、8.6パーセントの法律家の行動は不適切なものである。こうした行動は審理された事件の約16パーセントのなかに見出される。調査で使われた測定基準によれば、法律家の行動の約17パーセントは「適切であるが良くない」(adequate but no better) と見られ、27パーセントが「良」(good)、26パーセントが「優れている」(very good) とされ、21パーセントが「最優秀」(first rate) とされた。」

これからすると、「不適」の8.6パーセントと「適であるが良くない」の17パーセントを加えると「良」以下が25パーセントを越える。さらに、質問に答えた裁判官 (連邦裁判官約1500名) のうち41.3パーセントの者が事実審の弁護に適切さを欠くものがあり、クライアントの利益や権利が十分に保護されてないと答えている。

そして、この調査研究はとくに改善すべき2つの領域を指摘している。1つは、*Federal Rules of Procedure* や *Federal Rules of Evidence* のような規則自体の知識に欠けていること、2つには、証人尋問技術や訴訟の方針、運び方 (planning and management) に欠点がある。

Devitt 委員会の勧告は膨大であるが、*clinical legal education* との関連ではつぎの点が重要であろう。① 連邦地区裁判所はロー・スクールの2年生と3年生に周到な監督のもとで実際の事件の準備・審理に参加する機会を認める規則 (student practice rule) を採り入れるべきである。② ロー・スクールは、裁判所や弁護士の協力を得て学生が事実審の実践的科目や模擬事実審に参加できる機会を提供すべきである。③ 連邦民事事件あるいはいずれの刑事裁判を担当する弁護士は、監督のもとで4件の事実審の経験、少なくとも州か連邦裁判所の実際の2つの事件に関わる要件を満たすべきである。④ 実務に参加する条件として, *Federal Rules of Civil, Criminal, Appellate Procedure* と *Federal Rules of Evidence, Federal Jurisdiction, Code of Professional Responsibility* を含む

Bar Examination を求めるべきである。

この Devitt 委員会の報告・勧告は Judicial Conference of the United States において採用された。

最後は、American Bar Association section of Legal Education and Admission to the Bar が1976年に任命したいわゆる Crampton 委員会のそれである。この委員会は、Dean Roger Crampton 委員長のほか、5名の Dean あるいは教授と3名の連邦裁判所裁判官、4名の実務担当弁護士から成る。

委員会は法律家の能力を問題として検討し、ロー・スクールに対して12項目の勧告を出した。そのうちで *clinical legal education* に密接な関連を有するのはつぎの点である。

① 有能な法律家は、法的問題の分析や法的研究を行えることに加えて、書面作成や口頭による意思交換 (communicate orally), 事実の収集、面接、相談、交渉が効果的にできなければならない。こうした技術を身につけさせるために、ロー・スクールは、少なくとも毎年法律上の書面作成を行わせる機会を提供し、すべての学生に口頭の意思交換や面接、相談、交渉といった基本的な技術を教えるべきであるし、希望する学生には訴訟技術を教えるべきである。② 今日では、法律家はチームを組んだり、組織のなかで働くことが普通であるから、ロー・スクールの学生の協調(協同)は奨励されるべきである。③ ロー・スクールはカリキュラム上でより広い意味の首尾一貫性をもつべきである。幾分教師の自治が損われても、学生により広くかつ問題意識をもたせる問題を示し、自己学習をさせ、求められる技術・知識を使えるような形に3年の授業計画を編成すべきである。④ ロー・スクールは法律家の基本的な技術を集中的に教える期間を与えるようなスケジュールを試みるべきである。⑤ ロー・スクールは、経験のある有能な裁判官や弁護士の利用を広げるべきである。⑥ ロー・スクールとその教授は、裁判所や立法者・法律家は何をするのか、いかに行っているか、関連する技術はいかに学ばれたか、いかにしたらリーガル・サービスはよく行われるか、いかにしたら法制度は改善されるか、といった点に关心を払うべきである。

B. Clinical legal education の目的と構成

教育心理学が学習の役割を認知的側面 (cognitive aspect) と情緒的面 (emotive phases)、意志的面 (conative facet) の3つに分類していることにしたがって法学教育の機能を分けてみると、法原則の認識的理解を増すことと法律上あるいは法律家としての技術を身につけることを助けること、専門職業人（プロフェッショナル）になることを手伝うことにあるといえる。そして、*clinical* というアプローチは、相対的なことであるが、法律家としての技術を身につけることと、専門職業人（プロフェッショナル）になることを助けることを行うものである。誤解ないように言えば、このことは伝統的な *case-method* の方法がこうした目標を実現できなかったという意味ではなく、伝統的な授業はどちらか

と言えば、認知的理解に重点が置かれたのに対し、*clinical* な授業では法律家としての技術や法律家の専門職意識を育てることを強調しているということである。

Clinical なアプローチの目標とする技術の習得はつぎのようなものが含まれる。

- (a) 法的調査研究 (*Legal research*) ——法的な資料は地方や州、連邦、国際的なレベルでさまざまな形で作成されているので、それらを効果的に集めるのはなかなか難しい。最近では、伝統的な調査研究に加えてコンピューター等の新しい技術も利用することが法律家に求められるし、また、法律上の (*in law*) 資料とともに法律に関連する (*about law*) データや科学資料を使う必要がある。
- (b) 法的文書作成 (*Legal writing*) ——法律家は明瞭で洗練された文章を書くことが求められるとともに、苦情や準備書面 (弁論書)、動議、尋問書などを作成できなければならない。
- (c) 事実の確証 (*Fact ascertainment*) ——法律上の問題に関する事実、たとえば記録や証人・専門家の証拠やデータを集めて解釈を下さなければならない。
- (d) 面談 (*interviewing*) ——クライアントや反対当事者、証人などとの面談技術は法律家にとって重要である。
- (e) 法律相談 (*Legal counselling*) ——個人的な法律相談は法律家の実践のうえで大きな比重を占め、そこでは人間関係が深く関わり、感情的もつれなどが介在しているなかで、法律家はクライアントなどとの意思交換ができなければならない。

また、法律家としての義務としては、専門職責任 (*professional responsibility*) が強調される。以前から裁判官に対しては裁判倫理綱領 (*Canons of Judicial Ethics*) があり、実務家には倫理綱領 (*Canons of Ethics*) が定められていた。最近では、法律家の活動領域が広がり、政府部門で働く法律家や私の部門、公的部門を問わず政策活動にたずさわるもの、地域の諸活動にたずさわるものも増えて、そこで専門職責任のあり方が問われてきている。こうした広範囲な法律家の活動に対するその役割のあり方、責任が、ロー・スクールの教育に組み込まれる必要がでてきている。

ここで、順序からすれば *clinical legal education* とは何を指すかの定義が求められていると思われるが、それは次節で具体的な *clinical* なアプローチのモデルを挙示するところにゆずることにする。

つぎに、法学教育としてなぜ *clinical legal education* が必要なのか、を考えてみる。端的に言えば、*clinical legal education* はアメリカの伝統的な *case-method* への批判から生まれたといえる。その批判が *case-method* をやや不正確に理解したり、上訴裁判の判決のみに限定していることを誇張したりしている面もあるが、*case-method* で落とされた教育目的を補おうとした批判が *clinical legal education* を支えているといえよう。現在の *case-method* は1870年にラングデルがハーヴァード大学ロー・スクールで導入したものとは異なり、相当改善され、事実審の事実や政策・立法資料などを盛り込んだもの

も多数見られる。

本稿の冒頭に述べたことであるが, *clinical legal education* は *case-method* を批判するけれども, それは *case-method* にとって代わろうとするものではなく, *case-method* で落とされて, しかも, 法律家になるに必要な技術・資質を身につけさせようとするものである。では, *Case-method* で落とされた要素とは何か, *clinical* なアプローチの面からの指摘をみてみよう。

法を形成し, 影響を及ぼしている要素でありながらも, *case-method* が無視ないし軽視したものとして, ① 立法上および行政上の資料, ② 事実審段階の訴訟手続, ③ 法的組織制度の役割, ④ 法律職ないし法律家 (*legal profession*) の役割を挙げうる。さらに法的実践の準備として *case-method* はつぎのような訓練をほとんどか, あるいは全く行っていない。① 判決分析以外の法的技術と, ② 人間関係を処理する技術, ③ 専門職としての倫理的および社会的責任である。

このことをより大雑把に言えば, *clinical* なアプローチは, 知ること (*knowing*) を学ばせるのみではなく, 知識をもって行動すること (*acting with knowledge*) を学ばせることにある。

clinical legal education は, 伝統的な *case-method* の批判から生まれたとしても, それ自身理論的な正当化を含んでいいるといえる。

第1は, 模擬的にしろ, 実際にクライアントと接するにしろ, 法律家の行うしごとの過程 (*lawyering process*) に参加することで法律家としての技術を身につけ, 抽象的な原理・原則の認識を確かめることができる。第2は, 面談や事実の収集, 相談, 交渉, 弁護, 文書起案, 方針, 弁護士の人間関係などを通じて仮説を確かめ, 広く通用するような一般化を行わせる。さらに, この過程を通して社会における個人や職業 (法律職), 組織制度の役割, 影響を洞察することができる。

C. Clinical legal education の全国的状況

1) 概観

現在, アメリカのロー・スクールは, *clinical legal education* の授業科目を増やし, かつ, 整備を進めている段階である。その状況を科目数と評価方法, 相当教師の地位, 裁判所の対応について数量的に明らかにしておく。

まず, 科目数についてである。

CLEPR (Council on Legal Education for Professional Responsibility) の調査によれば, 1978~79年度には約121 ロー・スクール (ABA の承認を受けたもの) が何らかの形で *clinical legal education* の科目を出している。6つの型に分類した科目数が表-I に示されているが, その調査報告は, 過去10年間で *clinical* な授業科目は伝統的な *case-method* のカリキュラムとは別に孤立してなされるのではなく, 次第にそれらと協同し,

さらに支持をうるようになってきていると指摘している。

また、ロー・スクールのカリキュラムのうちに clinical な科目が占める比重についてみると、この調査に回答を寄せたロー・スクールの約85パーセントが卒業要件として平均84学期時間 (semester hours—50分授業で1セメスター行われるもの) と定めている。そのうちで、clinical な科目の取れる数は平均的には、最大12学期時間である。20のロー・スクールは、卒業要件の他を損わなければいくつでもよいとしており、また、若干のロー・スクールは clinical な科目を卒業のための必須科目としている。

表一 I モデル別科目数—CLEPR の調査 (1978~79)

モ デ ル	科目数 (割合)
① ロー・スクールの運営・監督している法律事務所	205 (42.2%)
② ロー・スクールの運営ではないがロー・スクールの教師が完全に監督している法律事務所	75 (15.4%)
③ ロー・スクールの運営でない法律事務所で上記②に入らないもの	151 (31.1%)
④ 時々、外部の事例を扱う教室の授業	32 (6.9%)
⑤ 選別された事件を教師とともに学生が行う	29 (6.6%)
⑥ 上記のモデルのいくつかの組み合わせ	61 (12.6%)
※ 割合はプログラム数を 485 としたもの。	

つぎは、clinical な科目の評点方法についてである。

表一 II および表一 III で明らかのように、伝統的な授業科目の評点方法と異なった方法が行われる傾向にある。また、表一 II にあるように、学外の弁護士などを含む監督者が学生の仕事具合あるいは成果を評価の対象とする例も多いようである。

表一 II 評価基準の方式—CLEPR の調査 (1978~79)

評価基準の方式	科目数 (割合)
① 段階評価 (Grades Available)	202 (41%)
② 可あるいは不可 (Credit/No Credit)	283 (59%)
(②は pass/fail の意味である。)	

表一 III 評価の方法—CLEPR の調査 (1978~79)

方 式	科目数 (割合)
① 記述試験	23 (4.7%)
② 口述試験	12 (2.4%)
③ ペーパー試験	46 (9.4%)
④ 監督者による作業成果の評価	36.7 (75.6%)
⑤ 他の人の評価	109 (22.4%)
※ 割合はプログラム数 468 としたもの。	

第3は、*clinical*な科目を担当する教師の地位についてである。この点について、CLE-PRの報告書は微妙な点を含みつつ、大略、2つの方法がとられていると指摘する。1つは、*clinical*な科目のみを専任として担当する教師は*clinical director*とか、*clinical coordinator, staff attorney, instructor*といった名称が与えられている。2つは、*clinical*な科目とともに伝統的な科目も担当する教師には、*professor*とか*Dean*の前に*clinical*を冠することがある。この違いは、多分、*clinical*な科目のみを担当する教師にには身分保障である*tenure*が与えられない傾向があることを意味する。この調査でも*clinical*な科目の専任教師に対しては、17パーセントしか*tenure*が認められていない。

最後に、学生の法廷実務の取り扱いについてである。*clinical legal education*として学生が実際に、法廷で実践するには、裁判規則の変更が必要である。現在は3つの州（ネバダ、ロード・アイランド、ヴァーモント）を除くすべての州は、何らかの形で学生が法廷に立つことを認める規則を定めている。さらに、連邦裁判所のレベルでは、25の連邦地区裁判所と3つの連邦巡回区裁判所が学生の法廷活動を認めている。

2) モデル

全国的にみると、*clinical*な方法でほとんどすべての授業を行っている Antioch ロー・スクールや Northeastern ロー・スクールがあるが、ここでは、これまで *clinical legal education*として *conventional* に行われてきた方法を取り上げて、その功罪を述べるとにする。

(a) *In-House* クリニック——この方式は、多くの場合、ロー・スクールが貧困近隣地区 (*low-income neighborhoods*) にクリニックを設置・運営し、そこで *clinical*な科目担当教師が訴訟を起こして、学生がそれを手伝うことで学ぶ方式である。テスト・ケースを取り上げる Rutgers ロー・スクールの例や消費者問題のみを取り上げる Boston College の Consumer Institute などがある。この優れた点は、教育的に価値のある事件を選んで取り上げることができ、法的紛争の生じる全状況を理解することができるところにある。欠点としては、訴訟は教師によって進められ、かつその訴訟は複雑で長びくので、個々の学生は訴訟の進行、行方が見えなくなってしまうことがある。さらに、最大の難点は費用がかかりすぎることである（後述）。そして、インディアナ大学ロー・スクール (*Bloomington*) が近くに貧困近隣地区がないという地理的環境からきわめて日常的な民事事件（土地賃借、家族関係、福祉事件）に限られてしまうので、この方式は勧告できないと述べている。

(b) *Community Law Office* ——これは政府関係の援助を受けた事務所であれ、私的な法律事務所であれ、*staff attorney*の監督のもとで学生が法律事務所で働くことである。同時に、ロー・スクールの教師も監督責任を負っている。多くの場合、これを引き受ける法律事務所は Legal Service（政府からの援助を受けて貧困者、人種的少数者への法的サービスを行う事業）カリーガル・エイド（法律扶助）を行っていること

が多い。そして、この方式は監督する *staff attorney* の質が高ければ、その効果は大きいといえる。刑事手続への参加が限られるという弱点もあるが、*clinical legal education* の目標を達成することができ、勧めることができる。

- (c) *Student Internship* モデル——一定の要件を満たした学生が弁護士の監督のもとで実際の事実審および上訴審の法廷に立つことを認めるという方式である。このためには、州の立法なり、裁判所の規則で学生が法廷に立つことを認めていかなければならない。この方式は前記の *Community Law Office* のモデルと結合して行われるのが一般的である。しかし、これまでの多くの *Student Internship* モデルでは、教師の監督・指導がなされてこなかった（参加しにくい面もある）ので、教育的価値を見出していく。
- (d) *Participant-Observer* モデル——これは、学生を訴訟過程についての理解をもたらすということよりも、私的あるいは公的な組織や制度のしくみ・役割を理解させようとするものである。法的な組織や法律家の仕事の社会的役割を知る機会としても有益である。
- (e) *Simulation*——学生やその他の人を使って、クライアントや裁判官、証人、弁護士の役を行わせて、相談や面接、審理といった法的審査のなかに学生を立たせて学ばせることである。模擬裁判が法律上の争点の *reasoning* や弁論術に重点が置かれているのに対し、より広く訴訟前からの全過程を体得させようとするものである。

3) 費用

具体的に *clinical legal education* を実施するには、その裏づけとなる財政的基礎が必要である。これまでに行われてきた *clinical* な授業の費用は、その少なからぬ部分をフォード財團の設立した CLEPR に負っていることは前に指摘したところである。ちなみに、その具体的な額を AALS-ABA (Association of American Law Schools-American Bar Association) の *clinical legal education* に関する委員会の示すところによるとつぎのとおりである。

伝統的な授業では 1 単位時間 (50分授業で 1 セメスター) の 1 学生当り 71 ドルであり、セミナー方式の場合には 214 ドルである。それに対して *clinical* な科目で ① *in-House* クリニックスでは 510 ドルで、② *Field Placement* 科目では 244 ドルであり、③ 事実審における弁護を行う科目では 348 ドルとなる。

4. インディアナ大学ロー・スクールにおける *Clinical legal education*

A. 経過と現状

インディアナ大学ロー・スクールは、*clinical legal education* の授業を 1960 年代中頃から出し始め、以後これまで、科目数と受講学生数とも増やしてきた。過去 10 年間 (1969

～1979年) のクリニックスの状況をみると、総計65のクリニックスがあり、1600人ほどの学生がそれらを受けている。1969～70年度では3つのクリニックスで37人の学生がとったにすぎないが、1979～80年では12のクリニックスが出され、1978～79年度では227人の学生が受けている。

現在、このロー・スクールの授業科目の中に掲げられている clinical な科目はつぎのとおりである。① Trial Techniques (Simulation), ② Appellate Advocacy (Simulation), ③ Roles and Relations (Simulation), ④ Federal Courts Clinic (Participant-Observer), ⑤ Clinic in Juvenile Problems (Participant-Observer and Client-Contact), ⑥ Clinic in Environmental Problems (Participant-Observer and Client-Contact), ⑦ Student Legal Services Clinic (Client-Contact), ⑧ Legal Service Organization Clinic (Client-Contact), ⑨ Clinic in Criminal Defense (Client-Contact), ⑩ Inmate Legal Assistance Clinic (Client-Contact), ⑪ Income Tax Clinic (Client-Contact) の11科目である。そして、1979～80年度において現実に開講されていたのは、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨である。①は3クラス、②は2クラス開かれていた。

clinical な科目の開講数は、年によって増減があるが、それは担当教師の転出やサバティカル・リーブ、教師の科目担当数の均衡をとることなどの理由による。ということは、伝統的な科目への担当教師が決められてから、できるだけ clinical な科目を出すということであって、それらに優先的な担当教師の割当はなされていないのが実状である。

B. 勧告の要旨

これまでのインディアナ大学ロー・スクールの clinical legal education の実績と現状を評価、検討し、当面および長期的な改革案が示されている。それはこのロー・スクールのカリキュラムや教授団などの全体状況を説明しないと理解にくく、また、きわめて個別具体的な条件に触れるものもあるので、当面の改革と長期的な展望構想のそれぞれの提言を略記するにとどめる。それを知ることで、clinical legal education の実現に向けて現段階で思い描いているその全体像を一定程度知ることができると思われる。

まず、当面の改革案である。

第1は、すべての1年生に clinical な科目の入門となるものを受けさせることである。それは、Introduction to Legal Process と呼び、これまでなされてきた Tutorial に代って行われるか、その中味を変更して行うかである。

第2は、選択科目としての clinical な科目についてである。それはいくつかのポイントを含む。① Trial Techniques は希望するすべての学生が受講できるようにすべきである。この科目は、紛争解決の中心的制度として Trial courts があるということと、若干の連邦裁判所や州裁判所が法曹資格を得るのに必須科目として求める傾向にある (Devitt 委員会および Crampton 委員会報告の指摘)。②新しい選択科目として Interviewing と

Counselling, Negotiation を出すべきである。これは ABA の基準としても求められている。③ ロー・スクールは引き続き クライアントと実際に接する科目 (Client-Contact Course) を開講すべきである。ただし、この科目は、ロー・スクール外の者が担当するのではなく、常勤の教師によって担当されるべきである。さきに記した clinical な科目のなかで、この要件によって Clinics in Legal Service や Student Legal Service, Inmate Legal Assistance は単位が認められなくなってしまうので、これらを担当できる教師の採用は最優先されるべきである。④ clinical な科目をとってロー・スクール外の人との接触を行う学生は Legal Profession を前に取得してなければならない。

最後は、長期的な改革案の提示である。

この案は、前の当面の改革の成果をみてから再検討されなければならないし、それがいつになるかも明示されていない。また、現在のところ、clinical legal education の理想案が確定できるほど、そのあり方についての合意があるわけでもない。後述の案が実現されるためには、最低でも 6 から 8 人の常勤で clinical な科目を担当する教師が不可欠であるし、その他図書館図書、施設、旅費など相当の予算を見込まなければならぬことから、なかなか困難であると考えられる。だが、しかし、clinical legal education の目標を実現するには、このような科目が整えられる必要があるということが見てとれると思われる。以下、学年ごとに配置される clinical な科目の改革案を挙げる。

I 第1学生（両セメスターを通して）

- A Introduction to Legal Process
- B Roles and Relations
- C Appellate Advocacy

II 第2学年

A) 秋学期

- 1) Trial Techniques
- 2) Client Counseling
- 3) Negotiation
- 4) Discretionary Behavior of Governmental officials
- 5) Legal Drafting

B) 春学期

- 1) Client-Contact Clinics-Field Placements
 - a) Student Legal Service
 - b) Legal Service Organization
 - c) Inmate Legal Assistance Clinic
 - d) Clinical Defense Clinic
- 2) Client-Contact Clinics-Participant-observer

- a) Income Tax Clinic
- b) Federal Courts Clinic
- c) Welfare Law Clinic
- d) Education Law Clinics

III 第3学年（両セメスターを含む）

- A) Intensive Seminar in Clinical Education
- B) Independent Study in Clinical Education
- C) Seminar in Clinical Education
- D) Seminar in Comparative Governmental Agencies
- E) Advanced Negotiations Clinic
- F) Simulated Trial Clinic Involving Social Science Methods and Data
- G) Continuation of Field Placement and Participant-Observer Client-Contact Clinics
- H) Law Office Management

5. 若干のコメント

以上、インディアナ大学ロー・スクールの委員会報告にもとづいて、*clinical legal education* の歴史的沿革と現状、インディアナ大学ロー・スクールでの取り組みの概略を紹介した。最後に、わたしがこのロー・スクールに滞在したことで直接に見聞できた点について、若干の感想もまじえて記すこととする。

第1は、ロー・スクールのカリキュラムの改善が学生参加や外部（州や連邦の法曹会、ロー・スクールが他のロー・スクールの教授や裁判官に依頼して行う評価・提言）などを受けて継続的に取り組まれているという点である。*clinical legal education* については、1975年にウィスコンシン大学、ペンシルヴェニア大学ロー・スクールなどの教授や連邦裁判所の裁判官等5名からなる委員会によってこの科目が不足していることが指摘されていましたし、さらに、学生も請願（petition）を提出し、集会を開いていた。前者については、こうした報告を実施に移すかどうかは大きくDeanにかかっているようです。ある教授の話によれば、現在のDeanになって永年インディアナ大に勤めた教授であっても改革したカリキュラム等に協力しないと昇給が止められていやすになり、ロー・スクールを去った教授もいると言ってました。現在のDeanは*clinical legal education* の必要性を認めて、一定の改革に取り組もうという姿勢でした。しかし、州立大学であって目立った財政的支援団体もなく、インディアナ州内でも北部のような工業もなく、南によった位置にあって地域の経済的ひいては政治的基盤が弱いことから予算も削られている状態で前述のように*clinical legal education* には費用もかかるので改革も進めにくくとDeanは話していた。

学生参加については、この報告書を作成した委員会の委員に学生が入っていたし、そのあとも、集会や請願が出されて Dean や clinical Education Committee と交渉がもたれていた。請願書の内容や集会（30～40名位の集まり）の発言からすると、学生の clinical legal education の要求は、どうも Bar Examination への備えに必要であるということと実務的技術への不安からきているようであった。ロー・スクールの学生は、早いものは 1 年生の夏季休暇から法律事務所などでのアルバイトで生活費や授業料を稼ぐ機会があるので、ロー・スクールの授業の内容と法的実践のギャップを知っており、そこから、授業批判が出ている面もあるように思われた。

ロー・スクールの場合、カリキュラムの改革の促進要因としては州や連邦の裁判所規則（州の制定法を含む）で法曹資格要件として一定の授業科目の履習していることを課すことがあるし、また、法曹会からのロー・スクール批判も率直に出されるし、同窓会（Alumni）の集会でも提言があるのを聞きました。

このように、ロー・スクール外の法律関係者からの批判を受けて継続的に論議され、カリキュラムが見直されている。これらがアメリカの法曹一元の有力な基盤となっているようと思われた。

第 2 は、このロー・スクールでも単位とならない Legal Internship Program の採用方針が決まり、その規則が決まった。規則は、この program におけるロー・スクールの役割や引き受ける弁護士との関係など詳しい定めを置いているが、ここでは学生の資格要件のみ挙げておく。

① ロー・スクールの 3 年生であること、② 卒業に必要な単位の少なくとも 3 分の 2（現在 85 単位であるから 57 単位）以上を取得していること、③ 州の規則にある法曹倫理（legal ethics）の科目を 2 単位以上取得していること、④ ロー・スクールで成績優秀な者（in good standing）であること、⑤ Internship のあり方（学生が法廷に立てる事件の種類などを定めている）を定める州の規則（Admission and Discipline Rule 2, 1）に従うことと誓うこと。

この提案は、単位を与えないし、個々の教師の監督責任もなく、したがって負担も増えないということもあって反対もなく採択された。

最後は、clinical legal education を担当する教師の採用についてである。昨年 2 月（1982 年 2 月）に M 大学ロー・スクールの準教授が採用候補者としてインディアナ大学に来ました。これは、公募ではなくいくつかの大学の clinical legal education の担当者に打診をして書類選考をした上で講演と面接に呼ばれたようでした。1 日目の昼休みに教師や学生に開かれた講演会（テーマは clinical legal education に関するもの）で報告し、2 日目は、朝から夕方まで近くの Inn（ホテルの一種）で教授 2 ～ 3 名の各グループを相手にそれぞれ 30 分位の面接が行われたほぼ 1 日がかりの審査が事前にもたれた。かなり慎重な採用手続と言える。こうした手続をとる場合や、教授の採用は 1 年位、visiting pro-

fessor として教え、その評価で決められるケースもありました。そこでも、採用を期待して visiting professor (lecturer, associate professor もある) をしていたが1年の評価が低く、常勤になれないこともあった。また、他の大学に visiting professor として勤めていたが、そちらで採用されずに戻ってきた教師に対して、また戻ってきたか、といった嫌味を言う例もあった。

Clinical legal education の話から離れたが、もとに戻すと、この教師が採用されたかどうかは、わたしの滞在中は明確ではなかった。この採用とからんで、clinical legal education を専属的に担当する教師に身分保障である tenure を与えてよいか、どうかが論議されたが、予算の枠から反対論も強かった。それでも、日本の国公立大学のように弾力性を欠いたポストの定数が定めているわけではなく、自主的な改革努力の条件はあるように思われた。

最後に、念のため断っておくと、こうした clinical legal education の紹介が、わが国の法学改革に直ちに結びつくと考えているわけではないし、そう主張しているものでもない。わが国の法学教育の条件は、アメリカの歴史的・社会的条件と大きく異っていることは十分承知した上で、法学教育の努力や取り組みはなされるべきである。ただ、アメリカのロー・スクールが永年にわたって法学 (legal scholarship) と法学教育を結びつけ、法学の社会的存在理由を問い合わせながら、自主性を保持して改革努力をしてきたことは大いに学ぶべきことであるように思われる。